

令和4年
保存版

都城市 総合防災 マップ



目

次

▶ 市民の皆様へ	巻頭	▶ 避難行動判定フロー	P11
▶ 防災情報の伝達と入手	P1	▶ わが家のマイ・タイムライン	P12
▶ 防災対策&チェック	P2	▶ 避難所での共同生活	P13
▶ 非常時持ち出し品の準備&チェック	P3	▶ 避難所一覧	P14~16
▶ 風水害・台風	P4	▶ 地域の防災力	P17
▶ 洪水・浸水害	P5	▶ 防災に関する知識・緊急連絡	P18
▶ 土砂災害	P6	▶ MAP インデックス・凡例	P19
▶ 地震	P7	▶ 都城市全体図	P20~21
▶ 火災	P8	▶ MAP1~32	P22~81
▶ 火山	P9	▶ 協賛広告	P82~裏表紙
▶ 避難情報	P10			

都城市WEB版総合防災マップは下記QRコードからアクセスしてください。

Please access the online version of the Miyakonojo City Disaster Preparation Map from the QR code below.



日本語



English



中文



Việt Nam

市民の皆様へ

市民の皆様には、日頃から市政に対して多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、集中豪雨等によって、短時間で河川が増水し、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例や大規模な土砂崩れ等が発生する事例が増えております。

災害時の被害を最小限にするには、平時より災害リスクを認識した上で、氾濫時の危険な場所や避難所の位置について正確な情報を知っていただくことが重要です。

本市では、自然災害等に対する知識と備え、いざという時の迅速な対応に役立つよう、平成29年3月に「都城市総合防災マップ」を作成しました。

前回作成から5年が経過し、その間、新たに指定された土砂災害警戒区域や公表された想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映するため、この度、本書を改訂する運びとなりました。

今回の改訂では、ハザード情報の反映だけでなく、市民の皆様が災害に備える助けとなるよう新たに避難行動判定フローやマイ・タイムラインなどの防災情報についても掲載しました。

お住まいの地域のハザード情報や避難方法について事前確認を行い、もしもの時の準備に役立てていただきたいと考えております。

また、本書の改訂に加え、市全体の洪水浸水想定区域を把握していただくため、洪水ハザードマップや、外出時でも周辺のハザード情報を確認していただけるWEB版防災マップも新たに作成しましたので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

いつどこで発生するかわからない自然災害に対して、本市では様々な防災・減災の方策を講じていますが、市民の皆様も、多様化する災害に迅速に対応し、被害を最小限に止めるためには、家庭において最低3日間程度の食料や生活必需品の備蓄を行うなど、まずはしっかりと自助の取組を進めていただくことが必要です。さらに、自主防災組織や公民館を中心とした地域における共助への理解と協力も不可欠です。

自然災害等に対する知識と備えについて、日頃から御家庭や地域などで話し合い、いざという時の迅速な対応に役立つよう、ぜひ本書を御活用いただきますようお願い申し上げます。



令和4年2月

都城市長

池田 宜永

避難所一覧

一次避難所（福祉避難所）

- ◆一次避難所とは・・・台風等段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所
- ◆福祉避難所とは・・・要配慮者が避難生活をするための設備を備えた避難所

地区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	福祉 避難所	出入口の バリアフリー	多目的 トイレ	マップ番号
姫城地区	総合社会福祉センター	松元町 4-17	25-2123	○	○	○	28-B-2
	コミュニティセンター	姫城町 10-7	23-2001	—	○	○	28-C-3
	明道小学校体育館	八幡町 12-4	22-4297	—	○	×	28-C-2
小松原地区	大王小学校体育館	大王町 20-1	23-2470	—	○	○	24-E-3
妻ヶ丘地区	東小学校体育館	上東町 11-20	22-3481	—	○	○	28-B-5
祝吉地区	祝吉地区公民館	郡元 1 丁目 1-4	23-2890	○	○	○	24-B-8
	早水公園体育文化センター	早水町 3867	24-6454	—	○	○	25-C-1
	南九州大学都城キャンパス体育館	立野町 3764-1	21-2111	—	○	×	26-A-6
	祝吉小学校体育館	祝吉 3 丁目 14-1	22-4293	—	○	○	24-C-7
五十市地区	五十市地区公民館	五十町 2284	23-2184	○	○	○	27-D-5
	長寿館	鷹尾 3 丁目 26-14	26-0114	—	○	○	27-A-7
	今町地区多目的研修館	梅北町 435	—	—	○	×	29-C-3
横市地区	勤労身体障害者教養文化体育施設 (サン・アビリティーズ都城)	都原町 3369	25-2018	○	○	○	23-E-8
	西小学校体育館	南横市町 3800	22-4319	—	○	○	23-C-5
沖水地区	沖水中学校体育館	都北町 5615	38-1335	—	○	○	20-C-8
	沖水地区公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	○	○	○	15-E-8
志和池地区	志和池地区公民館	上水流町 1536	36-0519	○	○	○	16-A-1
庄内地区	乙房小学校体育館	乙房町 1707	37-0706	—	○	○	20-B-2
	庄内地区公民館	庄内町 12692-2	37-0888	○	○	○	19-A-2
西岳地区	西岳小学校体育館・クラブハウス	美川町 2928	33-1602	○	○	○	14-A-3
	夏尾中学校体育館	夏尾町 6673-4	33-1600	—	○	○	10-B-5
中郷地区	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	—	×	×	29-D-5
	中郷地区市民交流センター	安久町 6623	39-0121	○	○	○	29-C-7
山之口地区	山之口シルバーヤングふれあいの館	山之口町花木 2605-9	57-4577	○	○	○	16-E-8
	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館 (人形の館)	山之口町山之口 2921-1	57-5295	—	○	○	16-B-8
高城地区	高城農村環境改善センター	高城町有水 2986-1	59-9955	—	○	○	12-A-5
	高城生涯学習センター	高城町穂満坊 105	58-2317	○	○	○	16-B-4
	高城地区公民館四家分館	高城町四家 969-17	58-2317	—	×	×	3-C-1
山田地区	山田総合福祉センター (けねじゅ苑)	山田町山田 4319-2	64-2200	○	○	○	15-A-4
	山田運動公園山田体育館	山田町山田 3717-1	—	—	○	○	15-A-3
高崎地区	縄瀬多目的集会所	高崎町縄瀬 1823-3	62-5510	—	○	○	12-B-1
	笛水小中学校体育館・クラブハウス	高崎町笛水 959	62-4788	—	○	○	2-B-3
	高崎福祉保健センター	高崎町大牟田 1340-3	62-4411	○	○	○	6-C-6

避難所一覧

二次避難所

◆二次避難所とは・・・一次避難所のみで対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所

地区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	出入口の バリアフリー	多目的 トイレ	マップ番号
姫城地区	ウエルネス交流プラザ	蔵原町 11-25	26-1100	○	○	28-B-3
小松原地区	総合文化ホール	北原町 1106-100	23-7140	○	○	24-E-5
	小松原中学校体育館	大王町 19-1	22-0645	×	×	24-E-4
妻ヶ丘地区	妻ヶ丘中学校体育館	妻ヶ丘町 13-3	22-0283	○	×	28-A-5
祝吉地区	県立都城農業高等学校	祝吉 1-5-1	22-4280	○	○	24-C-6
	祝吉中学校体育館	千町 4962	22-0697	○	×	24-D-7
五十市地区	五十市小学校体育館	五十町 2242	22-0476	○	○	27-D-6
	五十市中学校体育館	久保原町 2-6	23-0126	×	×	27-C-5
	五十市地区体育館	久保原町 2-6	—	○	×	27-C-5
	今町小学校体育館	今町 8923	39-0776	○	○	29-B-3
	明和小学校体育館	久保原町 34-27	26-4000	○	○	27-B-4
	ふるさとセンター	下長飯町 5441-1	39-0270	×	×	29-A-5
横市地区	西中学校体育館	都原町 7707	24-1128	○	○	23-D-5
沖水地区	沖水小学校体育館	太郎坊町 1979	38-1330	○	○	16-E-1
志和池地区	丸野小学校体育館	野々美谷町 2941	36-0517	○	○	15-C-7
	志和池小学校体育館	上水流町 1666	36-0515	○	○	16-A-1
	志和池中学校体育館	上水流町 4323-1	36-3037	×	×	16-A-1
	みやざき学園・白雲小中学校体育館	丸谷町 388	36-0394	○	×	15-A-5
庄内地区	菓子野小学校体育館	菓子野町 9555	37-0527	×	×	15-E-4
	庄内小学校体育館	庄内町 12680	37-0525	○	○	15-E-1
	庄内中学校体育館	庄内町 8976	37-0526	○	×	15-E-2
西岳地区	夏尾小学校体育館	夏尾町 6644	33-1802	×	×	10-B-5
	吉之元小学校多目的室集会所	吉之元町 4518	33-1800	×	×	9-D-7
	御池小学校多目的室	御池町 5844-291	—	×	×	5-E-2
中郷地区	安久小学校体育館	安久町 2648-2	39-0704	○	×	30-B-1
	中郷中学校体育館	梅北町 2909-1	39-0709	○	×	29-C-7
	尾平野自治公民館	安久町 3464-1	—	×	×	31-C-7
山之口地区	麓小学校体育館	山之口町山之口 3842	57-2028	○	×	16-B-7
	山之口中学校体育館	山之口町花木 1536	57-2007	×	×	16-E-7
	山之口地区公民館	山之口町花木 1934-1	57-3114	○	○	16-E-7
	山之口運動公園山之口体育館	山之口町花木 2381-4	57-2236	○	○	16-D-7
	富吉小学校体育館	山之口町富吉 1659-1	57-3151	○	○	22-A-2
	上富吉地区体育館	山之口町富吉 1752-7	57-5188	○	×	22-A-2
高城地区	高城運動公園総合体育館	高城町穂満坊 2492	58-5514	○	○	16-A-4
	高城横原地区コミュニティセンター	高城町桜木 159-1	—	×	×	16-E-3
	高城勤労青少年ホーム	高城町桜木 1962	58-4887	○	○	16-D-4
	高城小学校体育館	高城町穂満坊 20	58-2301	○	○	16-C-5
	高城中学校体育館	高城町穂満坊 115-1	58-2303	○	×	16-C-4
	ふれあい武道館	高城町穂満坊 1452	—	○	×	16-B-4
	石山体育センター	高城町石山 1109-3	—	×	○	12-C-4
	有水小学校体育館	高城町有水 3354-1	59-9306	○	×	12-A-5
	有水中学校体育館	高城町有水 3656-1	59-9307	×	×	12-A-6

避難所一覧

二次避難所

◆二次避難所とは・・・一次避難所のみで対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所

地区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	出入口の バリアフリー	多目的 トイレ	マップ番号
山田地区	木之川内小学校体育館	山田町山田 9350	64-2815	○	○	11-D-5
	山田木之川内体育センター	山田町山田 9371	—	○	○	11-D-5
	山田小学校体育館	山田町山田 3931	64-2104	○	○	15-A-3
	山田中学校体育館	山田町山田 2189-1	64-2105	○	○	15-B-3
	中霧島小学校体育館	山田町中霧島 3470-1	64-1015	○	○	15-C-3
	山田谷頭トレーニングセンター	山田町中霧島 3263-1	—	○	○	15-C-5
高崎地区	高崎小学校体育館	高崎町大牟田 1179-1	62-1207	○	○	6-D-6
	高崎中学校体育館	高崎町大牟田 1904-1	62-1108	○	○	6-D-7
	高崎総合公園総合体育館	高崎町大牟田 1326-1	62-4448	○	○	6-C-6
	東霧島多目的集会所	高崎町東霧島 757-1	62-5510	○	○	11-A-7
	縄瀬小学校体育館	高崎町縄瀬 1411	62-3771	○	○	12-B-2
	江平農村環境改善センター	高崎町江平 2329-9	62-5510	○	○	7-B-1

災害が発生し、家屋内にとどまることが危険な状態になった場合は、落ち着いてすばやく避難する必要があります。

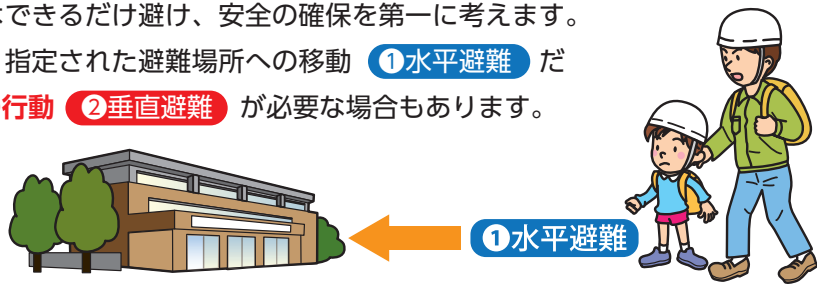
その際には、子どもや高齢者などの避難行動要支援者の保護を念頭に置き、近所の一人暮らし高齢者世帯などにも声をかけるなど近隣で協力することが大切です。

避難に対する基本的な考え方

命を守る最低限の行動とは

危険な状況のなかでの避難はできるだけ避け、安全の確保を第一に考えます。

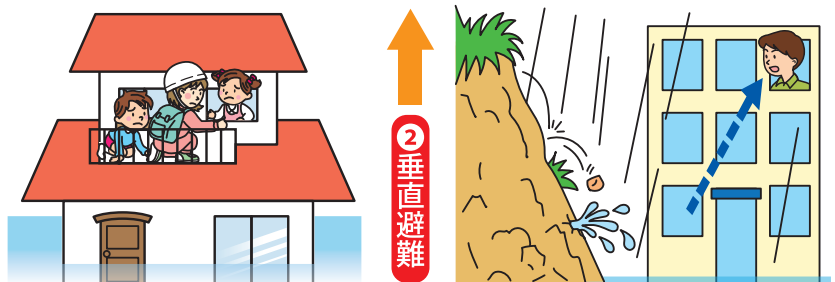
危険が切迫している場合は、指定された避難場所への移動 **①水平避難** だけでなく、**命を守る最低限の行動** **②垂直避難** が必要な場合もあります。



例えば

- 夜間や急激な降雨で避難路上の危険箇所がわかりにくい
- 流れがあり、ひざ上まで浸水している(50センチ以上)
- 浸水は20センチ程度だが、水の流れる速度が速い
- 浸水は10センチ程度だが、用水路などの位置が不明で転落のおそれがある
- 津波が迫っていて、安全な高台に避難できない

②垂直避難 上記の場合、屋外への移動は危険です。浸水による建物倒壊の危険がないと判断される場合には、自宅や近隣建物の2階以上(土砂災害の場合は斜面と反対側の部屋)へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも検討してください。



避難所での共同生活

避難所では限られたスペースでの共同生活となりますので、ルールやマナーを守ることが大切です。避難者同士のプライバシーを守りながら、譲り合いの心を持って助け合いましょう。

共同生活の注意点

所持品

- ◆避難所には多くの人が避難してきます。トラブルにならないよう所持品に名前を書きましょう。
- ◆避難所の中から避難しなければならない場合があります。所持品は、1箇所にとりまとめ、すぐに持ち出せるようにしましょう。



ルール

- ◆大災害の際は、市職員やボランティアが不足する場合があります。炊き出し、救援物資の受け取り、防犯対策、トイレ掃除など、共同生活に必要な役割は、みんなで協力しましょう。
- ◆水道が使えない場合は、飲み水や生活用水の確保が必要です。配水ポイントのお知らせや配水車が到着するまで大切に使いましょう。
- ◆障がいのある人や高齢者、妊産婦などには、手助けをしましょう。
- ◆居住スペースは、個人の家と変わりません。要配慮者や乳幼児のいる家庭には気を配る必要がありますので、個人のプライバシーを守りましょう。
- ◆ゴミは分別し、所定の場所へ持っていきましょう。ゴミには封をして、害虫の発生を防止しましょう。
- ◆避難所のトイレは多くの方が使用しますので、トイレトイレットペーパーが詰まる可能性があります。トイレを流す際にルールがある場合は、そのルールを守りましょう。
- ◆避難所は完璧な居住空間ではありません。自分の身は自分で守ることを心がけ、不審者を見つけたら、警察や市職員又は、避難所の管理者、リーダーに連絡しましょう。
- ◆避難所から別の場所へ移動するときは、必ず避難所にいる市職員及び管理者等に一声かけてください。
- ◆避難所は禁酒となります。



マナー

- ◆物資が支給される場合は、慌てず、列に並び、落ち着いて自分の順番を待ちましょう。列に並べない要配慮者への気配りも必要です。物資が少ない場合は、ひとり分を複数人で分ける場合もあります。
- ◆掃除は定期的に行い、清潔な状態を保ちましょう。室内は土足厳禁とし、布団を敷くスペースと通路を分けましょう。
- ◆喫煙は、火災防止や受動喫煙防止のため、所定の場所で行いましょう。
- ◆避難所にはペットが苦手な避難者もいます。ペット同伴の方は、飼い主が責任を持って世話をしましょう。



食中毒

- ◆食中毒は1年中発生します。調理・盛り付けの前、食材に触った後、トイレの後には石鹸で充分に手を洗いましょう。
- ◆食器、調理器具にも注意が必要です。使用後や作業が変わるたびに洗浄と消毒を行いましょう。水が使えないときは、使い捨て容器にラップを敷いて使う方法もあります。



感染症対策

- ◆避難所は集団生活の場となりますので、風邪やインフルエンザなどの感染症が流行しやすくなります。
- ◆予防対策としては、3密（密閉・密集・密接）を避けこまめにうがいや手洗いや手指消毒を行い、できるだけマスクを付けましょう。排泄物やおう吐物の処理には、必ず使い捨て手袋とビニール袋を使用してください。
- ◆発熱、下痢など体調のすぐれない方は早目に係にお知らせ下さい。



体調管理

【エコノミークラス症候群】

長時間足を動かさないと足の静脈に血栓（血の塊）ができ、歩き出した後などに血栓の一部が血流に運ばれて肺や脳の血管をふさいでしまう病気となります。予防対策としては、体を動かしましょう。座ったままでも足や指のつま先を動かすなど足の運動をしましょう。十分な水分をとり、脱水症状にならないようにしましょう。



【熱中症】

猛暑などで高い温度が長く続き、発汗して水分や塩分を失われる状態や湿度が高い時期に汗が蒸発しないため、体内の熱がこもったままで放出されない状態において、めまい、筋肉痛、頭痛、吐き気、失神、けいれんなどを起こす症状です。予防対策としては、水分をこまめにとりましょう。塩分もほどよくとりましょう。涼しい服装に心がけましょう。室内でも温度に注意しましょう。日陰を利用しましょう。日傘や帽子を使いましょう。



防災に関する知識・緊急連絡

緊急時の連絡先

消防・救急は 119番 **警察は 110番**

○電話先で聞かれること

- 場所はどこですか
 - 誰がどうしましたか
 - 意識・呼吸はありますか
 - どのような事故ですか
 - 閉じ込められていませんか
 - あなたの名前と連絡先を教えてください
- などを聞かれますので、落ち着いて答えられるようにしましょう。

災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤルとは？

NTTでは、災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否等の情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」の提供を開始します。

NTT西日本 <<災害用伝言ダイヤル171>>

<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>



伝言の録音	171-1-0000(00-0000) (被災地の方の電話番号)	伝言保存期間	録音してから 48 時間
伝言の再生	171-2-0000(00-0000) (被災地の方の電話番号)	伝言蓄積数	1電話番号あたり10伝言まで
伝言内容(時間)	1 伝言あたり 30 秒以内	利用可能電話	一般電話(プッシュ回線、ダイヤル回線)、 公衆電話等

事前に公衆電話がある場所を確認しておくとう安心です。 <https://www.ntt-west.co.jp/cgibin/saun/saitai/tokusetsu/index.cgi>

災害用伝言板サービス

災害発生時は、家族や知人と連絡が取れなくなることがあります。事前に話し合い、連絡方法を確認しておきましょう。なお、電話会社各社では、大規模な災害発生時に災害用伝言ダイヤルなどを利用できます。事前に利用方法を確認しておきましょう。

ドコモ
ahamo



<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

ソフトバンク
Y!mobile
LINEMO



<http://dengon.softbank.ne.jp/>

povo UQモバイル au
楽天モバイル BTVモバイル



<https://www.web171.jp/web171app/topRedirect/>

都城市総合防災マップ 令和4年2月

発行

都城市 総務部 危機管理課
都城市姫城町6街区21号
TEL 0986-23-2129

制作・著作

株式会社ゼンリン 宮崎営業所

宮崎市高千穂通1丁目8番36号 コスモ高千穂2F
TEL 0985-24-8887
©2022 ZENRIN CO.,LTD.

無断で複写、転載することはお断りください。著作権者に無断で本誌の全部、または一部を複製及び転載することは著作権により禁止されています。
「測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R2 JHs 293-640 号」
「測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R2 JHs 294-296 号」
「この地図は、都城市長の承認を得て、同市発行の 1/2,500、1/10,000 の国土基本図及び全図等を使用し、調製したものである」
(承認番号 令和3年9月7日付け都城市指令第792号)

【お断り】

本文中の地図は弊社地図データをもとに作成しております。また、住宅地図による現地調査情報、編集独自の細かな情報収集も加えて製作しております。作成には細心の注意を払って編集作業を行っておりますが、データ量は膨大であり日々変化する現状と地図面が一致しない場合があります。また目標名称等は見易さを優先し正式名称などを一部割愛して表現しております。申し訳ございませんが、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。